

2023年7月24日

埼玉地方最低賃金審議会

会長 土屋 直樹 殿

地域別最低賃金の改正決定に係る意見書

埼玉県労働組合連合会

議長 新島 善弘

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-11

第1木村ビル2階

日頃の貴職のご活躍に対し敬意を表します。

コロナ禍からの日常生活が完全には回復しないなか、昨年から続く物価の高騰、公共料金引き上げにより経済活動に大きな影響を与えている今日の状況ではありますが、2023年度の最低賃金の改定については、コロナ禍と物価高騰で経済が後退している状況を打開するため、「労働者全体の賃金の底上げ」によって、景気の回復を図るとともに、すべての労働者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるよう、中小企業の経営に特段の配慮をしつつも、物価高騰に対応できる大胆な引き上げ額を決定することを求めます。

1、最低賃金額を大幅に引き上げること

現行の最低賃金時間額987円を大幅に引き上げることが求めます。

理由は次の通りです。

1) 物価高騰から住民の生活を守るためには、最低賃金を大幅に引き上げることが必要

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023では、最低賃金の引き上げについて、地域間格差是正と全国加重平均1000円とすることを目指し、引き上げに取り組むとしています。

一方、今回の春闘では満額回答など近年にない水準の賃上げが話題になりましたが、結果を見ると賃上げ水準よりも物価の高騰が上回り、実質賃金はマイナス基調のままとなっています。これでは経済が上向くどころか、私たちは、今年1月に最低賃金の再改定を求め、中央審議会をはじめ、全国の地方審議会に要請しましたが、再改定の議論は行われませんでした。その結果が春闘期の賃上げを受けてなお実質賃金のマイナス基調であるならば、今回の最低賃金の改定で、不足分を補うだけの大幅引き上げが必要で、そのこと抜きには日本の経済が上向くことはできないと考えます。

同じく物価高騰に苦しむ中小企業の「支払い能力論」を解決するための施策としては、コロナ禍や物価高騰の中で経営に苦しむ中小企業に対して、最低賃金の大幅引き上げと合わせた有効な

支援も必要になります。すでに2014年に成立している「小規模企業振興基本法案」の成立時に付帯された決議で、小規模企業の負担軽減のための支援策の実現を図ることが確認されていますので、この決議を実行に移すことが求められます。

最低賃金法の根拠となっている憲法 25 条の、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためにも、最低賃金の大幅な引き上げと中小企業に対する有効な支援策の実行を埼玉地方最低賃金審議会として、国に求めることを要求します。

2) 都道府県ごとの最低賃金の格差是正も急務の課題

最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも重大な問題です。2022年度の最低賃金は、最も高い東京都で時給 1,072 円であるのに対し、最も低いのは時給 853 円であり、依然として 219 円の格差があります。また、埼玉県においては東京との最低賃金の差が人材不足を深刻なものにしています。埼玉と東京の格差は時給で 85 円、1ヵ月働くと約 1.5 万円 (173.8 時間) の差になります。「埼玉に暮らしていても仕事は東京」という状況を改善するため、今審議会において東京との 85 円の最低賃金格差是正を強く求めます。

最低生計費調査の結果との差、東京との 85 円の格差を考えるなら、「目安」で示される金額にとらわれず、同じ A ランクである東京との格差を縮める大胆な引き上げの提案が必要と考えており、今審議会において東京との格差を縮める明確な意思表示となる引き上げを求めます。

3) 最低賃金の大幅引き上げはコロナ禍・物価高騰における有効な景気浮揚策

私たちは、GDP の約 6 割を占める家計の消費支出を増やすことが経済発展のうえで重要な対策と考えています。その中でも、最低賃金額の引き上げは、景気浮揚策のひとつであることを訴えてきました。

最低賃金の引き上げは、非正規の立場で働く多くの労働者の生活を改善し、収入の増加分が消費に回る比率の高い低所得層の購買力を高め地域経済を活性化させます。特に長引くコロナ禍に追い打ちをかけている物価高騰によって実質賃金が大きく減少してしまっている非正規労働者の消費購買力を高めることは経済の回復にとって喫緊の課題であり、早期に解決すべき重要政策でもあります。

中小企業にとっても、最低賃金の引き上げに伴う賃金改善への具体的支援策を前提に、事業を継続していく環境を確保することができれば、エッセンシャルワークを中心とする人材不足解消のための道筋が開けます。冷え込んだ国内消費を刺激し、地域経済の活性化を図る有効策という視点からも、早期に「健康で文化的な最低限度の生活」ができる水準に最低賃金を引き上げることを求めます。

4) ジェンダー平等の視点に立った改正を

2023年の日本のジェンダーギャップ指数は146か国中125位で先進国といわれる国や、アジア圏の中で最下位となっています。ジェンダーギャップの理由の一つに、女性の労働市場への参加率と男女の賃金格差があげられています。この課題は2006年の第1回調査から改善が見られない

課題として取り上げられています。男女の賃金格差の原因の一つは、女性は子育て等で一度離職をするとパートやアルバイトなどの非正規で働かざるを得ない労働環境があります。そして、日本の最低賃金の低さがあり、男女の賃金格差が大きく開く原因となっています。非正規率の高い女性と若年労働者の賃金水準を押し上げ、ジェンダー平等を推進する視点からも、今年度の最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

2、最低賃金額は時間額だけでなく、日額および月額表示を復活すること

現在、最低賃金額の表示は時間額のみですが、労働者の就労形態が様々なように、賃金の支払いの形態も様々です。日額賃金で働く労働者は、建設業や委託、下請けの事業に多く見られるとともに、派遣労働者に最低賃金の影響を受ける低賃金階層が多いという事実を考慮すべきです。

最低賃金法は、すべての労働者を対象にしたものですから、その法律にあるように、時間額だけではなく、日額（8時間基準）・月額（1日8時間で20日および21日労働）の表示をすることが極めて合理的で重要です。時短促進の政策と合致させ、矛盾のない表示とすること、つまり時間額だけではなく、日額・月額での表示を行うことが必要です。

3、審議会運営は民主主義を貫くこと

最低賃金の改定にあたっては、様々な立場からの意見を聞くことが、民主的な審議会運営の大前提と考えます。労働者の実態をより反映するために、第一線の現場に働く臨時・パートなどの非正規労働者の意見を聴取し、議論する機会をもうけ、最低賃金審議会での審議に役立てるべきです。審議会委員の選出にあたっては、特に最賃に影響を受ける非正規の立場で働く労働者の実態をつかむため、当事者や、その代表となる組織の意見を聞き、審議会での議論に活かすための公正な委員の任命を求めます。

- 1) 審議委員の公正な任命を行うこと。
- 2) 引き続き、広範な労働者や中小企業家等の意見を直接聴取する場を補償すること。

以上

2023年 春の時給調査報告

【収集期間】2023年4月14日(金)～10月24日(月)

【調査対象】求人情報誌(フリーペーパー)、新聞折り込み求人広告、WEB募集

【サンプル数】基本サンプル数4,248件(2022年秋4,456件)

■業種については、日本標準産業分類に基づき、13分類として行った。

農業、林業／建設業／製造業

情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業

不動産業、物品賃貸業／宿泊業、飲食サービス業

教育、学習支援業／医療、福祉／生活関連サービス業、娯楽業／その他の産業

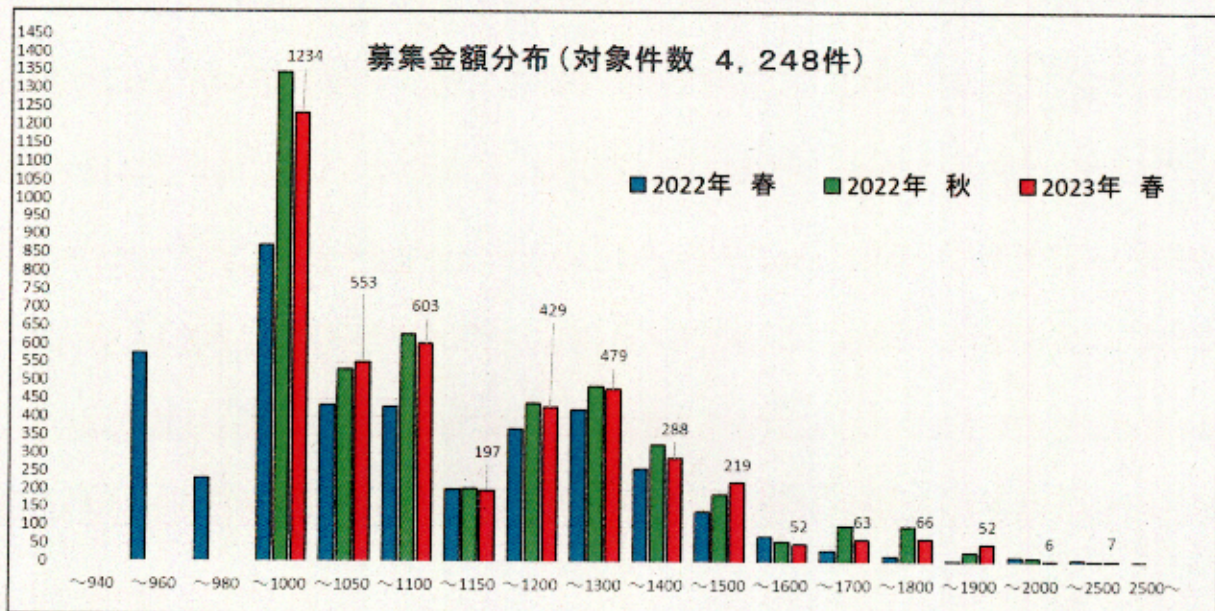
(1) 集計結果……()内は2023年10月

時給…平均1167.3円(1169.7)最高値2,500円(2,500)最低値987円(987)

2022年10月比で、平均値2.4円減少

業種	農業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食・宿泊業	医療・福祉	教育・学習	学術・研究	その他	生活関連サービス業	公務	全体
23年	6	19	488	24	773	602	4	6	769	534	17	0	392	614	0	4,248
	0.1%	0.4%	11.5%	0.6%	18.2%	14.2%	0.1%	0.1%	18.1%	12.6%	0.4%	0.0%	9.2%	14.5%	0.0%	100.0%
22年	6	18	481	34	871	695	4	4	739	569	20	0	389	629	0	4,459
	0.1%	0.4%	10.8%	0.8%	19.5%	15.6%	0.1%	0.1%	16.6%	12.8%	0.4%	0.0%	8.7%	14.1%	0.0%	100.0%
平均値	1,002	1,104	1,166	1,238	1,304	1,076	1,036	1,031	1,078	1,213	1,206	***	1,266	1,097	***	1,167
昨年	990	1,077	1,173	1,125	1,316	1,061	1,099	1,022	1,078	1,236	1,156	***	1,264	1,083	***	1,170
増差	***	27	-7	113	-12	15	-63	9	0	-23	50	***	2	14	***	-3

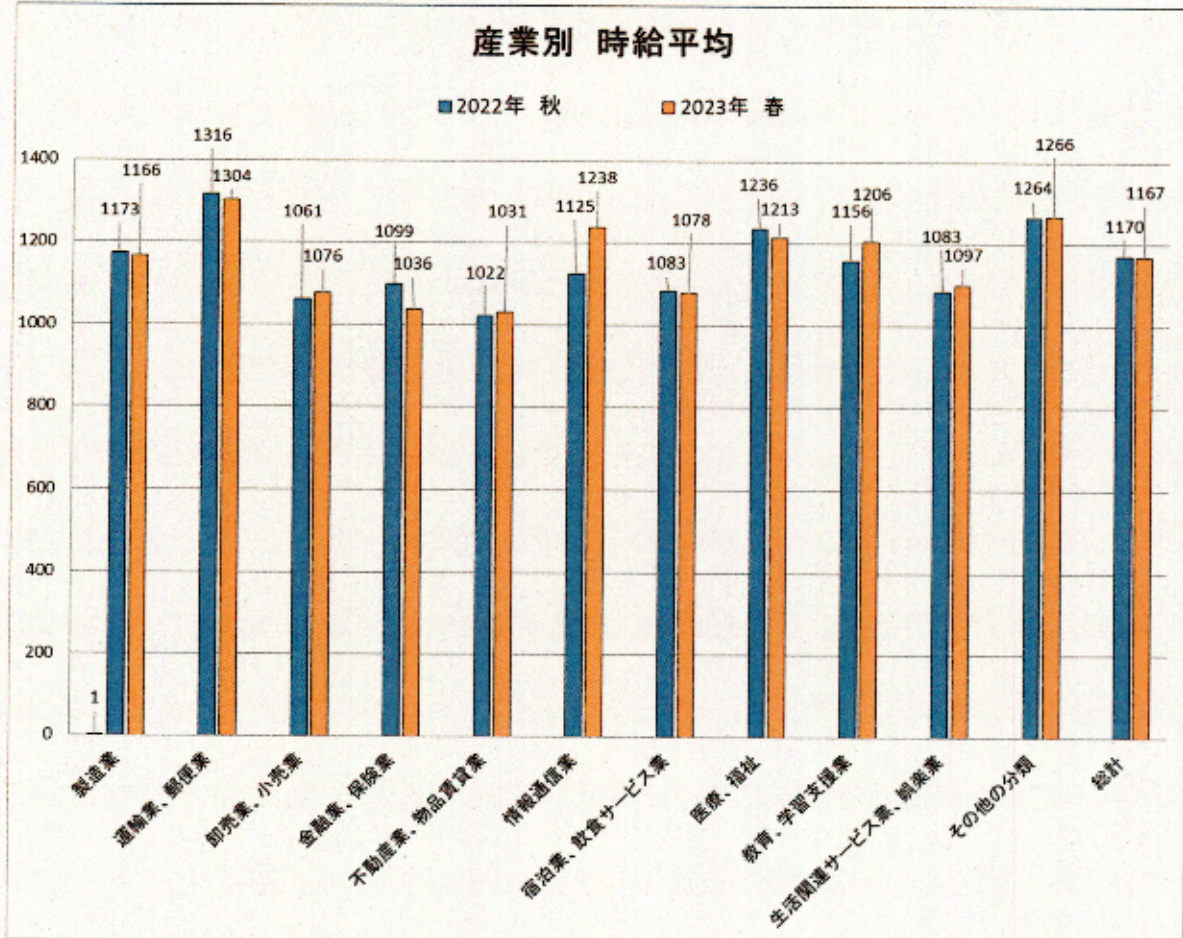
賃金分布図



2023年春の時給調査は平均で1167.3円となった。

最低値は埼玉県の前賃987円。今回最も募集が多かった時給帯は987円～1000円で、過去の調査と同様の傾向だったが、1234件のうち800件が1000円だった。

産業別平均

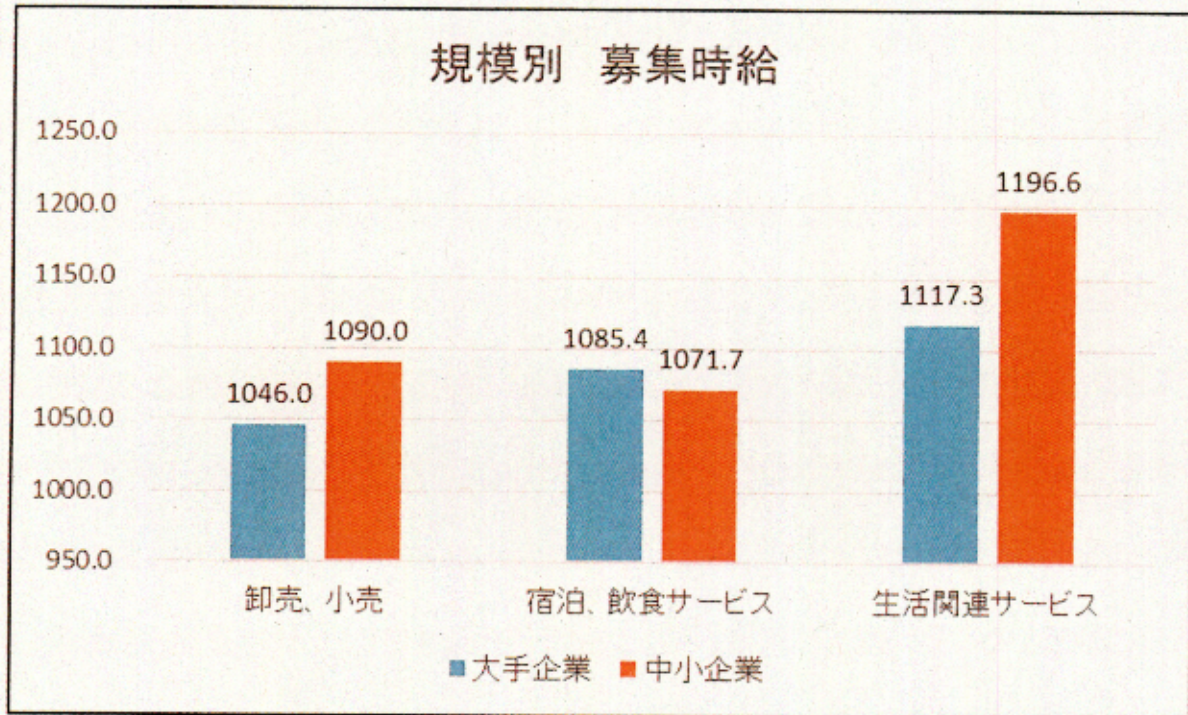


産業別平均では、運輸業が募集件数・平均額とも最も多く、現在の同産業の深刻な人材不足を表している。また、全体の平均時給が下がった大きな要因は、医療・福祉の-23円が影響している。医療・福祉分野を細かくみると、募集件数に占める介護職が増加傾向にあること。逆に看護師・准看護師については、時給での短時間勤務の募集が減少傾向にある。これによって、産業全体の時給が引き下がる結果（介護職より看護職の方が平均時給が高い）になっており、全産業の12%を占める医療・福祉分野の影響を受けて、全産業平均が昨年秋の調査より下がったと推察される。

全体としては、昨年秋の前賃改定以降、募集価格の水準は横ばいのみと考えられる。

なお、1桁しか募集のない、農業、金融・保険業、不動産業などは、標本数の数から産業別平均時給については正確な数字とは言えず、参考値程度と判断する。

企業規模別平均時給（サービス業）

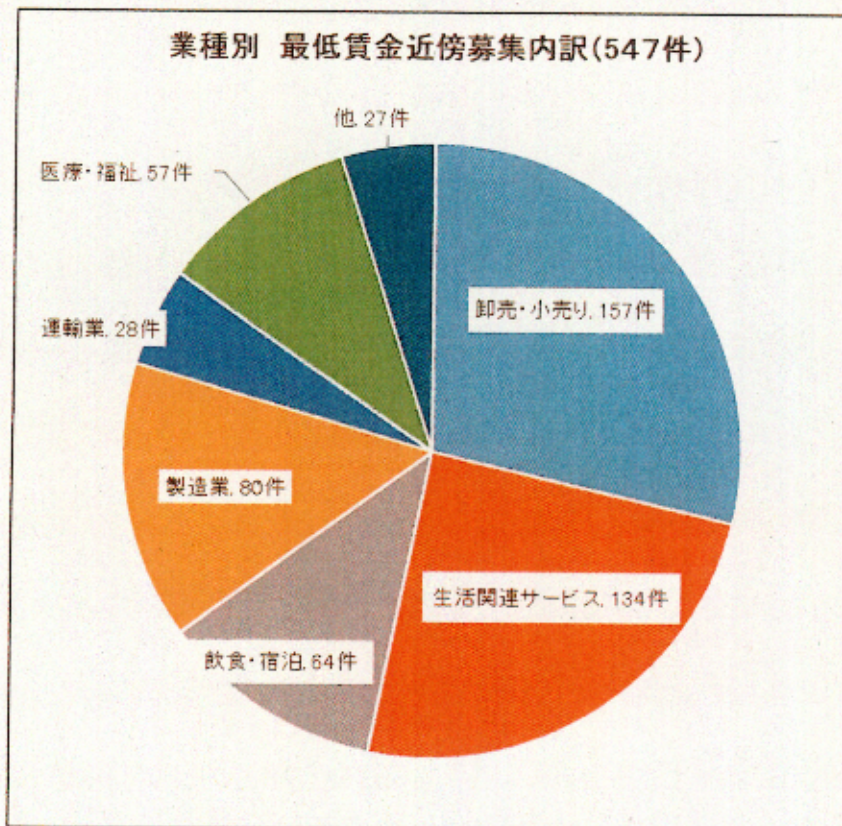


飲食・宿泊サービス業で、大手企業と中小の募集金額が昨年までの傾向と逆転し、大手企業の方が高い水準での募集となった。おそらく、今春闘を反映し、大手企業では非正規労働者への一定の賃上げが実施されたと推察できる。なお、中小企業も 1071.7 円と東京の最低賃金程度の水準は維持しており、低いといえる水準ではないことが伺える。

一方で、卸売・小売業はサービス業の中で最も低い水準となっており、とりわけ大手企業は 1,046 円で低水準となっている。これは大手に属するコンビニエンスストアの募集が最賃近傍に集中しており、産業全体を押し下げる結果となっている。

なお、コンビニエンスストアについては、各コンビニ本社が売り上げに対して高いマージンを取っている業態の構造上の課題を抱えており、コンビニエンスストアで働く労働者に十分な対価が支払えるような構造改革が求められる。

最低賃金近傍での募集（産業別）



産業別に最低賃金近傍での募集を見ると、卸売・小売業（主にコンビニ）、生活関連サービス業（主に清掃）で募集が多くなっている。（昨年秋の調査と同様）

今回の調査でより顕著になったのは、時給の相場が最低賃金改定の影響を大きく受けるということ。この間の最低賃金の引き上げに伴い、パート・アルバイトの時給は職種を問わず最低賃金との金額差が縮まってきている。そのため、昨年秋は、31円の最賃改定を受けて大幅な増加が見られたが、今回の調査では、昨年秋（最賃改定後）から価格がほとんど変動していないため、時給の改定は最低賃金と密接に関係していることが推察される。

2023年7月24日

埼玉地方最低賃金審議会委員 各位

埼玉県医療介護労働組合連合会

執行委員長 宮本 まき子

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2022年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は107,200円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で75,508円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。この間、不十分ながらも政府のケア労働者の賃上げ補助事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。

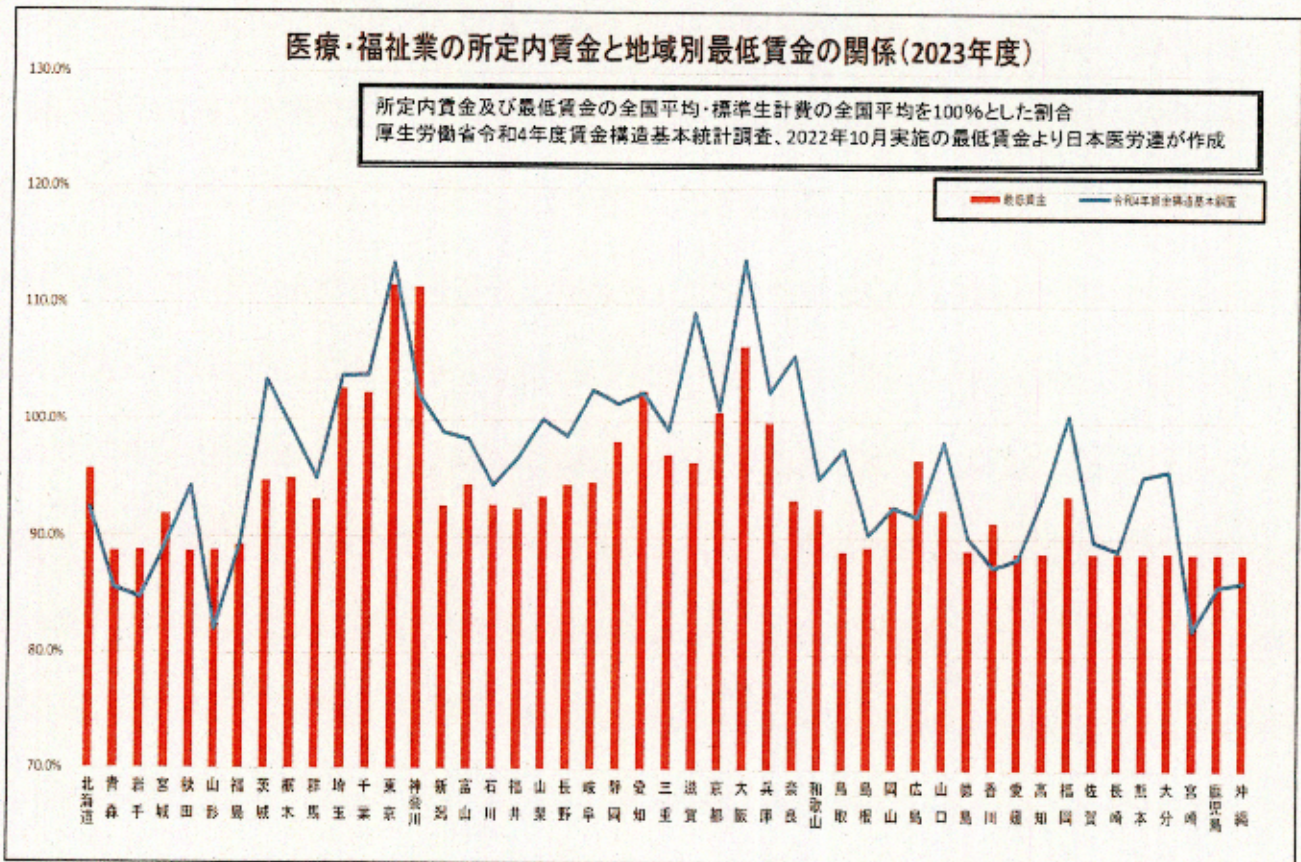
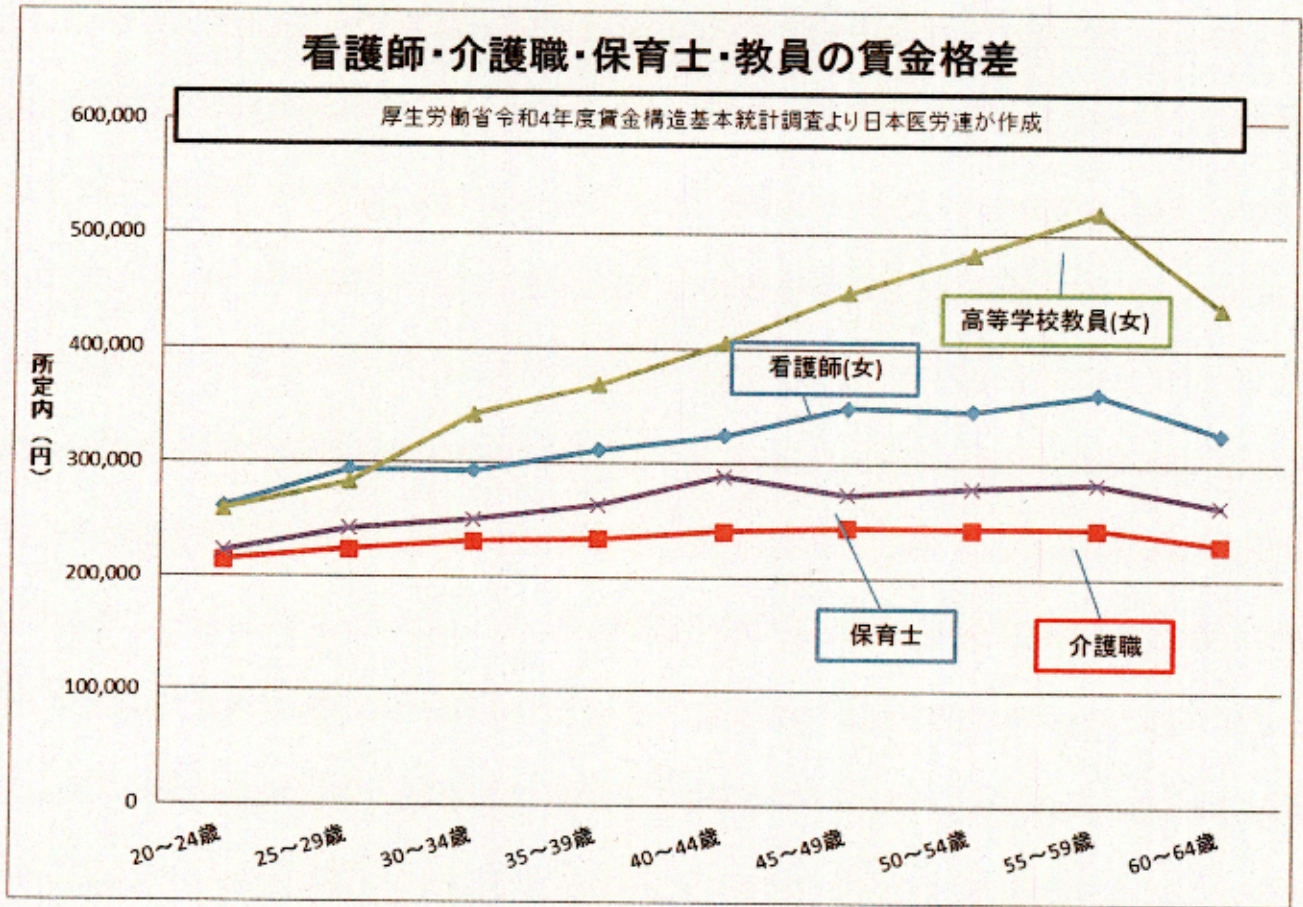
コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限状態で、看護現場では、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態となっています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足の改善や、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

以上

<参考>



2023年7月24日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

2023年度の埼玉地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約7割がパート労働者などの非正規雇用で働く労働者です。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。今年度の埼玉地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2023年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間のコロナ禍と急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題もより深刻さを増しています。

このため2022年度の最賃改定では、物価上昇に見合う最低賃金の引き上げが社会的に求められていたわけであり、昨年の中央最低賃金審議会では、A・Bランク31円、C・Dランク30円という過去最高の引き上げ目安額が答申され、22道県の地方最低賃金審議会では目安額を1～3円上回る額で決定した地方もあったものの、埼玉県では目安額通りの31円の引き上げで決定し、最賃額987円となり、この間の物価上昇率には届かない改定率に留まりました。

他国では急激な物価上昇に対応するため年に何度も最低賃金を引き上げた例もあり、とりわけ切迫している低賃金労働者の生活維持のために、昨年の引き上げ額を上回る大幅な引き上げを議論していただきたいと考えます。

2. 暮らしの実態について

非正規労働者が転職を希望する理由の聞き取りでは、「同じ職種で時給を比較すると埼玉県内で働くより、東京都内で働いた方が良い」と回答されています。他には、将来の生活の不安があるため、収入を増やして貯金をしたいという内容もありました。

非正規の中には、ダブルワークという形で生活費の補填をしている人が多くいます。少しでも高い賃金を求め若年層の労働者が都市部へ流出することは、地域の高齢化や少子化が進む要因でもあります。かつて、非正規女性の収入は家計補助とされていましたが、正規の賃金水準が上がらないなか、家計にとって、なくてはならない収入となっています。日本では、働き手を正規雇用から、非正規雇用に変えてきており、非正規率は年々上昇し、現在は40%にもなっています。

●埼玉県内の店舗や宅配センターで働くパート職員からの声

- ・この厳しい暑さの中、6月からの電気代の値上げで家計が圧迫している。エアコンを使わないわけにはいかず、命の問題だと感じている
- ・食料品10%以上、ガス水道20%以上値上がり、生活がさらに苦しくなっている
- ・暑さがこたえるが、少しでも安いものを求めて近郊のスーパーを買いまわって自分なりに努力しているが、月3,000円位足りない
- ・ベースアップされたが、物価上昇に追いついていない。寝ずに働けばいいのか。普通の生活がしたい
- ・物価高で食費を減らすため、買い物頻度は3日に1回に減らした
- ・(店舗で働く職員)部門の商品も値上げが続き、消費者としても販売側としてもつらい
- ・買い物に行くたびに10円の重みを実感している
- ・あらゆるものが値上がりしていて育ち盛りの子供が3人いる生活は本当にお金が足りなく、

苦しい。助けてほしい

- ・物価が上がってきていることにひやひやしている。野菜や代用できるものは我慢しているが、このままずっとというわけにはいかず、困り果てている
- ・料理を作るにあたり、そこまで重要でない食材は買わなくなった。たまごも少し控えめになったし、ちょこちょこ買っていたお菓子も我慢していて悲しい
- ・今年の夏こそ旅行ができると期待していたが、生活が苦しく旅費が作れない。子どもたちがかわいそうだが、近所に出かけるくらいしかできそうもない
- ・県境なので、少し行けば同じお店や仕事でも時給が違う。東京までパートに出ている人が何人もいる。学生ならなおのこと、都内でバイトを探している

3. 1日8時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ

この間の生活費全般の大幅な値上がりは、労働者全体の暮らしに大打撃を与え続けており、中でも低所得者層の生活に深刻な影を落とし、今や命に係わる問題といえます。こうした現状から最低賃金を大幅に引き上げることは喫緊の課題です。埼玉県最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、大幅に上げる審議をお願いします。

全労連の最低生計費資産調査では、25歳単身者が1日8時間働き人間らしく暮らすためには、全国どこでも1,500円(月額23万円)が必要という結果がでています。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準という視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、埼玉県最低賃金を1,500円としていただくようお願いいたします。

以上

2023年7月24日

埼玉地方最低賃金審議会委員 各位

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部

執行委員長 林 博義

(公印略)

2023年度埼玉地方最低賃金改定に当たっての意見

労働者と県民の生活改善のため、ご尽力されている貴会に対し敬意を表します。

7月5日、2023年埼玉地方最低賃金審議会が開催され、貴会に対し諮問されました。これを受けて、近々、貴会から答申がなされるものと承知しております。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻や円安などの影響により、物価が高騰し県民生活は極めて深刻な情勢の下での審議となります。そのために、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金への最低賃金法改正は急務となっています。是非、埼玉地方最低賃金審議会委員におかれましては審議と議論を尽くして下さることを強く要請致します。

1. 賃金・可処分所得減少、物価高の二重苦

23春闘で2.5%の賃上げはあったものの、消費者物価は3.8%の上昇で、2023年5月の実質賃金は前年同月比で1.2%のマイナスとなり、14ヶ月連続の減少でした。また、ガソリン価格は高止まりし電気料金も6月より大幅に値上げされています。これまでも、25年以上にわたり労働者の実質賃金が下がり続けていること、そして可処分所得はこの20年間で11%も低下しています(総務省調査)。可処分所得の減少は、賃金がほとんど上がらないことと併せ、消費税増税や社会保険料の連続的な引き上げにより、実質的な賃金が減っていることが要因です。さらに、2年以上にわたるコロナ禍、そして昨年からの物価の上昇により、労働者と国民生活は困難を極めています。特に、最賃近傍の非正規労働者、年金減少による高齢者の生活に深刻な影響が出ています。

また、2020年度は2円の引き上げと低額になったことから、この3年で年平均20円程度しか上がらなかったこととなります。政府目標の3%にも及びません。また、2008年の政労使合意で「2020年の早い時期に全国平均1,000円」からすでに3年も経過しており、岸田首相の平均1,000円は遅きに失したと言わざるを得ません。「経済財政運営基本方針」(骨太方針)では、「最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げ地域間格差を是正する」としています。東京と埼玉の格差は約8%であり、この格差を縮小することが求められます。コロナ禍で諸外国は大幅に最低賃金を引き上げ、韓国の最低賃金は実質的に日本の最低賃金を上回る状況です。全国一律最低賃金は世界の主流であり、日本の最低賃金制度は地域間格差の大きな原因です。

物価高騰の中で、今年度については大幅に最低賃金を引き上げる答申を示すことが求められます。

2. ジェンダー平等実現と女性の貧困を減らす

多様な業種で働く労働者が結集する私たち全労連・全国一般埼玉地本では、コロナ禍で、最も大きな負担を強いられたのは、商業サービスや自治体委託の労働者です。ある自治体の電話交換で働く女性は、30年以上にわたり働いていますがこの10年以上は最低賃金に張り付いています。この間に、委託業者は3回も変更されましたが、賃金は最低賃金程度で労働条件もそのたびにリセットされてきました。今年からは、会計年度任用職員として採用となり賃金はほとんど変わっていません。この自治体の電話交換の仕事は、市民や業者からの問い合わせに的確に答え案内をしてもらえると大きく評価されています。ダイヤルインでは出来ない、市民サービスの一翼を担っています。

川口市にあるバッグの製造会社では、製造の主力は女性の非正規労働者です。会社は、人手不足のため募集していますが時給の高い東京と比較され、なかなか募集が集まらなると嘆いています。東京と埼玉の最低賃金格差は時給84円もあり、月額で12,600円(150時間・月)もあり年間では151,200円にもなります。これは、年間で7~8%もの格差となります。同様の事例は、保育の非正規労働者でも東京に人材が流れるとの意見が出ています。

このように、商業サービスや製造を問わず多くの業種で、女性の非正規労働者は会社にとっての基幹的な労働者であり、ジェンダー平等の観点からも大幅な最低賃金引き上げが必要です。同時に、人手不足の観点からも、非課税限度額や社会保障費の抜本的な見直しが必要と考えます。

3. 地域経済と日本経済の活性化

閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(実行計画)では、「安価な労働力供給に依存して」生産性を高めてきたことや、「可処分所得の伸びが十分でない」事を指摘しています。その上で、賃上げ税制の活用を掲げていますが、利益が出ている大企業や中小企業は恩恵があっても、多数を占める利益の出ない中小企業にとっては意味がある税制とは考えられません。

中小企業への調査で明らかのように、赤字であっても支払う必要のある消費税や社会保険料の企業負担分が重荷であることから、消費税減税や社会保険料の企業負担の軽減こそが有効な方法であると考えます。

「労働運動総合研究所」(労働総研)は、2月に「全国一律最低賃金1500円になったら生活はどう変化し、経済はどう変わるのか」を発表し、「賃金総額が16.1兆円増加した場合の経済効果は、国内生産額が17.9兆円増加し、粗付加価値額(≒GDP)が10.5兆円増加して、新たに106.6万人の雇用が必要になる」と推計しています。そのための財源は、内部留保の3.3%を活用すれば賃金総額16.1兆円をまかなえるとしています。韓国の事例では、最低賃金を引き上げたことによりGDPも労働生産性も増えています。

最低賃金の大幅引き上げで、個人消費を引き上げることこそ、コロナ後の日本経済を立て直すもっと重要な経済施策です。

私たちは一貫して「雇用も生活も守る」「最低賃金の円滑な引き上げには中小企業支

援策が欠かせない」と主張してきました。コロナによる「自粛と補償はセット」と同様に、「最賃制度改善と中小企業支援はセット」です。法整備と行政の力で、中小企業でも大幅な最低賃金引き上げが可能となるよう、直接的な助成金をも含めた中小企業支援策の大幅な拡充・強化を求めるものです。

4. 最低賃金審議会労働側委員の任命について

これまでも再三意見を述べていますが、埼玉地方最低賃金審議会の労働者側委員の任命に当たっては、特定の潮流に偏ることなくローカルセンターの構成に応じて任命することを要望します。

使用者代表の委員は構成する主要な団体から任命されているにもかかわらず、労働側委員は連合とその加盟組織からの推薦のある者のみが労働者代表のメンバーとして任命されています。ILO の条約勧告適用専門家委員会報告（日本案件）でも指摘されています。

広く意見を求める事からも、構成する労働団体の比率に応じて労働者委員の任命を行うことを求めます。

以上

2023年7月13日

埼玉地方最低賃金審議会 様

福祉保育労働組合埼玉県本部

執行委員長 小寺直人

意見書

民間保育所で働く保育士の過半数が、非正規労働者です。社会福祉基礎構造改革によって進められた正規職員の非正規労働者の置き換えは、止む気配がありません。

施設開所時間が8時間から11時間へ延長され、週5日開所から6日7日開所と保育時間は大幅に増えても、公定価格の人件費対象となる職員配置基準は変わっていません。

20年前と同じ人件費運営費で労働基準法を守りながら長時間開所を実現するため、人件費を低く抑えながら、正規非正規合わせて多くの職員で保育を実施するのですから、正規職員も非正規職員も最低賃金近傍で働かざるを得ないのが現状です。

委員みなさんが決める最低賃金はわたしたち福祉労働者の賃金、生活に直結していることを今一度お考えいただきたいと、ここに意見書を提出します。